

## 一般社団法人日本カバディ協会 公認審判員規程

### (総則)

第1条 本規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）が主催又は公認する大会の運営及び審判の権威と公正を期するため、審判員制度に関する事項を定めるものである。

### (種類)

第2条 競技会審判員の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) レフリー（※本協会競技規則参照）
- (2) アンパイヤ（※本協会競技規則参照）

2 試合の審判は、レフリー1名、アンパイヤ2名で行うものとする。

### (公認審判員認定)

第3条 公認審判員の認定は、本協会が期日、場所、その他の細目を定めて開催する講習会でこれを行う。

### (公認審判員の等級、講習会参加資格)

第4条 公認審判員の等級、講習会参加資格は以下の通り定義するものとする。

等級	講習会参加資格	受講料	講習会内容
S級	A級取得後、公式戦30試合の経験	なし	理事会で決定
A級	B級取得後、公式戦20試合の経験	4,000円	実技テスト、ルールテスト、講義
B級	C級取得後、公式戦10試合の経験	2,000円	実技テスト、ルールテスト、講義
C級	新規	なし	実技テスト、ルールテスト、講義

### (公認審判員の登録)

第5条 公認審判員認定を受けた者は、毎年度公認審判員として登録しなければならない。また年度登録をしなかった者はその資格を失う。登録費は以下の通り定義するものとする。

	基本登録料
S 級	無料
A 級	2,000 円
B 級	1,000 円
C 級	無料

(講習会参加手続)

第6条 講習会参加資格に定める資格を有する者が講習会に参加しようとするときは、本協会が定める方法で申し込みをしなければならない。

(公認審判員の資格の喪失)

第7条 公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 年度登録を怠ったとき。但し特別な事由があればこの限りではない。再登録は、別に定める書式により届出するものとする。
- (2) 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任にあたらなかったとき。
- (3) 公認審判員として任務遂行上不適当と認められたとき。

(大会の審判員)

第8条 本協会が主催または共催する大会の審判員は、公認審判員として登録している者でなければならない。

(国際大会審判員)

第9条 国際審判員の資格取得は、国際連盟の基準に則り、理事会において定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2022年4月28日から施行する。